

不妊症等に関する支援促進条例（案）（概要）

I 条例制定の方針

令和5年度不妊治療支援検討会の中間報告書において提言された、兵庫県で安心して不妊治療を受けられる環境整備を継続的に推進するための枠組みとして、不妊症等の対策に特化した条例を制定し、課題解決に向けた基盤を強化する。

II 条例制定の目的（考え方）

- (1) **基本姿勢の見える化**・・・当事者に寄り添った環境を整備するため、県としての基本姿勢を明確化
- (2) **共通意識の醸成**・・・各関係者（行政、医療関係者、事業者、教育関係者、県民）に求められる役割を整理
- (3) **施策の実効性を担保**・・・条例として明文化することで継続的・体系的な取組みを推進

III 条例の構成（案）

| 項目 | 内容 | 補足 |
|-----------------------------------|---|-----------------|
| 前文 | 現状と条例策定趣旨 | |
| 第1章 総則 | 条文用語の定義、基本方針、県・市町・医療関係者・事業者・教育関係者・県民の役割 | 罰則規定なし |
| 第2章 不妊治療の充実、定期健診及びプレコンセプションケアの推進等 | 不妊治療の充実、定期健診等の推進、プレコンセプションケアの推進等 | 体系的に取り組む項目として整理 |
| 第3章 不妊症等に関する理解の促進及び支援に係る環境整備 | 不妊症患者等の相談機能の強化、治療と就労の両立の推進等 | |
| 第4章 不妊症等に関する支援を促進するための施策の推進 | 法令等に基づく県の不妊治療等に関する計画への位置づけ | 施策の具体化 |
| 第5章 雑則 | 行財政上の措置等 | |
| 附則 | 施行期日 | 公布日から施行 |

不妊症等に関する支援促進条例の制定に向けて

参考

I 社会的背景（現状）

（少子高齢化・晩産化の進行）

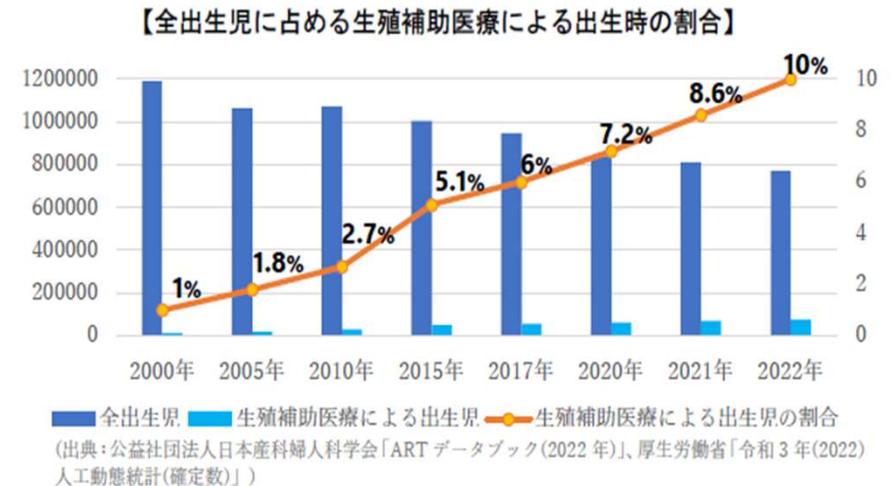
生産年齢人口は1995年をピークに減少し、2023年の出生数は過去最低を更新。第一子の平均出産年齢は30才を越えており、加齢による妊娠・出産リスクの上昇が懸念される。

（生殖補助医療の浸透）

2022年4月から体外受精などの生殖補助医療を含む不妊治療が保険適用となった。全出生児(2022年)のうち、約10人に1人が生殖補助医療により誕生している。

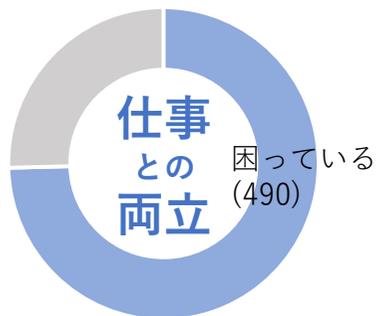
（医療機関の立地）

県内においては、生殖補助医療を実施している医療機関の約9割が神戸・阪神地域に集中している。



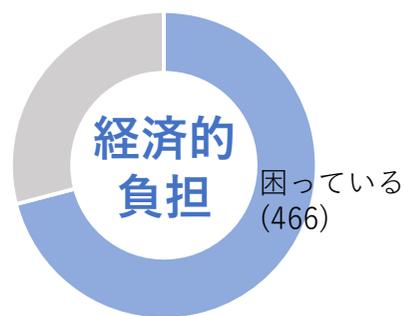
不妊治療支援実態調査（R5.7兵庫県）

n = 有効回答数



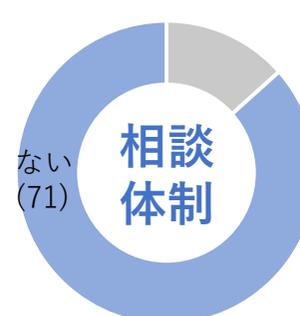
当事者の約7割が
治療と仕事の両立
に困難を抱えている

n = 657



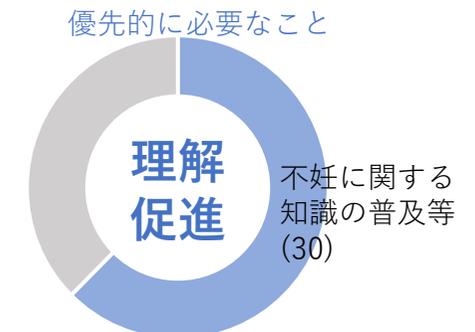
当事者の約7割が
経済的負担が大きい
と考えている

n = 657



医療機関の約8割は
診療時以外でカウンセリング等の
相談体制がない

n = 82



医療機関の約6割が理解促進に向け
不妊に関する知識の普及
が優先的に必要だと考えている

n = 48

不妊症等に関する支援促進条例の制定に向けて

参考

II 解決すべき課題

(1) 安心して不妊治療を受けることのできる環境の整備

経済的負担の軽減、仕事と治療の両立、周囲の理解促進など様々な要因を踏まえ、一人ひとりが「安心して」治療を受けることのできる環境を整備する必要がある。

(2) 不妊に不安を覚える方の減少

若者が健康や性に関する必要な知識を踏まえたライフプランを立てることができ、将来、自身やパートナーが妊娠を希望する際に、いまの自分に見合った選択をすることができることが大切である。

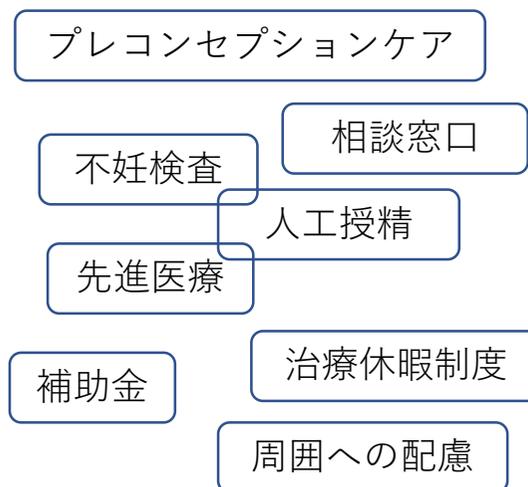
(3) ニーズに応じた継続的・体系的な取り組みの推進

今後ますます生殖補助医療のニーズは高まることが見込まれる。日進月歩の医療技術を踏まえ、持続可能な施策を効果的・効率的に実施していく必要がある。

「安心」のバランスは
人によって異なる



必要な治療や支援も
人それぞれ異なる



関係者が求められる役割に
ひとつひとつ取り組む

